

各位

全3ページ
登録速報(2022-211)
2022年10月12日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部 普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2022年10月12日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第24566号
名称：アカツキ1キロ粒剤

2. 変更の内容

農薬登録申請書第6項中、以下を追加、変更する。

- ①作物名「直播水稻」を追加する。
- ②作物名「移植水稻」の使用時期「移植直後～ノビエ3葉期 但し、移植後30日まで」を「移植直後～ノビエ3葉期 但し、収穫60日前まで」に変更する。
- ③作物名「移植水稻」に適用雑草名「オモダカ」、「クログワイ」を追加する。

【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法
移植水稻	一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヘラオモダカ ヒルムシロ セリ	移植時	1kg/10a	1回	田植同時散布機 で施用
	オモダカ クログワイ コウキヤガラ アオミドロ・藻類に よる表層はく離	移植直後～ ノビエ3葉期 但し、 収穫60日前まで			湛水散布
直播水稻	一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヒルムシロ セリ	稲1葉期～ノビエ3葉期 但し、収穫60日前まで			

フェニルピリコを 含む農薬の総使用回数	フェニルピリコを 含む農薬の総使用回数	メゾアルコを 含む農薬の総使用回数
2回以内	2回以内	2回以内

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
農薬登録申請書第7項中、6)を追加し、以降を繰り下げ、1)及び8)④を変更し、別
紙【変更後】のとおりとする。

【変更後】

- 1) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの3葉期までに、時期を失しないよ
うに散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適
期に散布すること。ホタルイ、ヘラオモダカは3葉期まで、ウリカワは2葉期まで、オモダ
カは矢尻葉1葉期まで、ミズガヤツリ、クログワイ、コウキヤガラは草丈10cmまで、ヒルム
シロは発生期まで、セリは再生期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前まで
が本剤の散布適期である。
- 8) ④散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、当該
水田周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラの回転数を調整し、ほ場の端から5
m以上離してほ場内に散布すること。

【追加事項】

- 6) 直播水稻に使用する場合、以下の点に注意すること。

①稲の根が露出した条件では薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。

②除草効果の低下と生育抑制の薬害が発生するおそれがあるので、入水後水持ちの安定した後
に散布すること。

別紙

7. 農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）

【変更後】

- 1) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの3葉期までに、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。ホタルイ、ヘラオモダカは3葉期まで、ウリカワは2葉期まで、オモダカは矢尻葉1葉期まで、ミズガヤツリ、クログワイ、コウキヤガラは草丈10cmまで、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の散布適期である。
- 2) コウキヤガラは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さないので、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用すること。
- 3) 苗の植付けが均一となるように、代かきおよび植付作業はていねいにおこなうこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいにおこなうこと。
- 4) 散布の際は、水の出入りを止めて湛水状態のまま田面に均一に散布し、散布後3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、入水は静かにおこなうこと。
- 5) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ①異常高温の時、あるいは散布後数日以内に梅雨明けになるなど異常高温が予想される時
 - ②活着遅延を生じるような異常低温の時
 - ③砂質土壌の水田および漏水田（減水深が2cm/日以上）
 - ④軟弱苗を移植した水田
 - ⑤極端な浅植えの水田および浮き苗の多い水田
 - ⑥植穴の戻りの悪い水田
- 6) 直播水稲に使用する場合、以下の点に注意すること。
 - ①稲の根が露出した条件では薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
 - ②除草効果の低下と生育抑制の薬害が発生するおそれがあるので、入水後水持ちの安定した後に散布すること。
- 7) 梅雨時期等、散布後に多量の降雨が予想される場合は、除草効果が低下するおそれがあるので使用をさけること。
- 8) 無人航空機で散布する際は以下に注意すること。
 - ①湛水散布は使用機種の使用基準に従って実施すること。
 - ②専用の粒剤散布装置によって湛水散布すること。
 - ③事前に薬剤の物理性に合せて粒剤散布装置の開度を調整すること。
 - ④散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、当該水田周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラの回転数を調整し、ほ場の端から5m以上離してほ場内に散布すること。
 - ⑤水源池、飲料用水などに飛散、流入しないように十分注意すること。
- 9) 散布した水田の田面水を他の作物の灌水に使用しないこと。
- 10) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分に注意すること。
- 11) いぐさの栽培予定水田では本剤を使用しないこと。
- 12) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上